

学校法人鉄蕉館役員及び評議員の報酬等規程

令和2年3月9日

制定

(目的)

第1条 この規程は、学校法人鉄蕉館（以下「法人」という。）の役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員 理事及び監事をいう。
- (2) 常勤の役員 法人において勤務することが常態である者をいう。
- (3) 非常勤の役員 常勤の役員以外の者をいう。
- (4) 役員及び評議員の報酬等 役員及び評議員としての職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。この報酬には、法人賃金規程及び法人退職金規程等に基づく職員への支給分を含まない。
- (5) 費用 役員及び評議員としての職務執行に伴い生じる旅費（交通費、宿泊費等）及び手数料等の経費をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員及び評議員に対しては、次のとおり報酬等を支給するものとする。

- (1) 常勤の役員 報酬のみとし、賞与及び退職金は支給しない。
- (2) 非常勤の役員 別表2のとおり支給する。ただし、理事長が特に担当を委嘱した場合には、別表2とは別の役員報酬を支払うことができる。その役員報酬の額は、常勤理事の額を超えない範囲内で、担当内容に応じ理事長が別に定める。
- (3) 評議員 別表3のとおり支給する。

(報酬等の額の算定方法)

第4条 常勤役員に係る報酬総額は、理事会において決定する。

- 2 常勤役員一人の報酬総額の上限の額は、別表第1に定める額とし、前項で定めた報酬総額の範囲内で理事長が決定する。

(報酬等の支給方法)

第5条 報酬等は、当月1日から当月末日までの分を原則としてその月の25日に支給する。

ただし、支給日が休日に当たる場合はその翌日に支給、土曜日（金融機関休業日）の場合

はその前日に支給する。

- 2 前項ただし書により変更した支給日が休日又は土曜日（金融機関休業日）の場合は、25日に直近の金融機関営業日に支給する。
- 3 報酬等は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。
- 4 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

（費用）

第6条 役員及び評議員には、別に定める法人役員等旅費規程に基づいて、旅費を支給する。

- 2 役員及び評議員が職務の執行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

（報酬等の日割り計算）

第7条 新たに常勤の役員に就任した者には、その日から報酬等を支給する。

- 2 常勤の役員が退任し、又は解任された場合は、その日までの報酬を支給する。
- 3 月の途中における就任の場合の報酬額については、月の初日から就任するまでの日（日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律に定める休日の日数を差し引く。）1日付き1か月に支払う報酬等の22分の1を控除する。月の途中における退任又は解任の場合の報酬額については、退任又は解任の日の翌日から月の最終日までの日（日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律に定める休日の日数を差し引く。）1日付き1か月に支払う報酬等の22分の1を控除する。

（端数の処理）

第8条 この規定により、計算金額に1円未満の端数が生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

第9条 削除

（雑則）

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て、別に定める。

（改廃）

第10条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議決により行う。

附 則

- 1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 常勤の監事に対する報酬の額は、別に定める額とする。

附 則

- 1 この規程は、令和7年4月1日から施行する。

別表第 1

役職名	報酬上限の額
理事長	年額1,400万円
副理事長	年額1,300万円
理事	年額1,200万円

別表第 2

役職名	事項	報酬額
非常勤理事	理事会等への出席	10,000円 / 日
非常勤監事	理事会等への出席	10,000円 / 日

別表第 3

役職名	事項	報酬額
評議員	評議員会等への出席	10,000円 / 日